

令和6年9月19日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県専修学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を置く各公立大学法人担当課
高等専門学校を置く各学校法人担当課
独立行政法人海技教育機構担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム
文部科学省高等教育局学生支援課

「子どもの進路選択支援事業」の実施について（周知）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の一部が本年10月1日から施行されることに伴い、改正法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の10において、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、厚生労働省において、「子どもの進路選択支援事業」が創設されることになりました。

本事業を令和6年10月1日から実施するにあたり、厚生労働省から、「子どもの進路選択支援事業の実施について」（令和6年9月2日付け社援保発0902第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、各都道府県・指定都市・中核市生活保護制度主管部（局）長に対して周知がなされ、生活保護制度担当部局において、学校を始めとする教育関係を含む関係機関と連携して当該事業を積極的に推進されたい旨を通知されています。また、当該通知を受けて、厚生労働省から文部科学省等に発出された「『子どもの進路選択支援事業』の実施に係る周知について」（令和6年9月6日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）においても、関係する各自治体の所管部局等に対し、本事業について周知するよう依頼されております。

これらを踏まえ、本件について、都道府県・指定都市教育委員会担当課にあつては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校・専修学校主管課にあつては所轄の学校法人及び私立学校（高等課程を置く専修学校を含む。）に対し、国公立大学法人附属学校事務主管課にあつてはその設置する附属学校に対し、構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課にあつては認可した学校に

対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課にあつては設置する国立高等専門学校に対し、高等専門学校を置く公立大学法人担当課にあつては設置する公立高等専門学校に対し、高等専門学校を置く各学校法人担当課にあつては設置する私立高等専門学校に対し、独立行政法人海技教育機構にあつては、その設置する海上技術学校に対し、厚生労働省にあつては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知するようお願いします。

(別添)

- ・ 「子どもの進路選択支援事業」の実施に係る周知について（令和6年9月6日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

連絡先：03-5253-4111（内線：3054）

事務連絡
令和6年9月6日

文部科学省
高等教育局学生支援課
初等中等教育局児童生徒課
初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム 御中
こども家庭庁
支援局家庭福祉課

厚生労働省社会・援護局保護課
保護事業室

「子どもの進路選択支援事業」の実施に係る周知について

生活保護行政の適正な実施、運営については、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の一部が本年10月1日から施行されることに伴い、改正法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の10において、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業が創設されることになりました。

今般、本事業の基本的事項等を別添（「子どもの進路選択支援事業の実施について」令和6年9月2日社援保発0902第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のとおり定め、関係部局と連携し、積極的に推進されるよう、各都道府県等の生活保護制度主管部（局）長あてに通知したところです。

つきましては、各自治体において、関係部局が連携し、事業が円滑に実施されるよう、貴課（貴プロジェクトチーム）が関係する各自治体の所管部局等に対し本事業について周知いただきますよう、お願いいたします。

<添付資料>

- ・ 「子どもの進路選択支援事業の実施について」(令和6年9月2日社援保発0902第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- ・ 事業概要資料

<本件連絡先>

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

電話：03-5253-1111(内線2833)

Email: seihojiritsu@mhlw.go.jp

社援保発0902第1号
令和6年9月2日

都道府県
各 指定都市 生活保護制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

子どもの進路選択支援事業の実施について

今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「改正法」という。）の一部が本年10月1日から施行されることに伴い、改正法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第55条の10に基づき、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）が創設されることになった。

については、子どもの進路選択支援事業の基本的事項等を下記のとおり定め、令和6年10月1日から実施することとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

- （1）生活保護世帯の子どもの大学等進学率が全世帯の進学率と比較して低い状況にある等、進学に向けた環境に課題を抱える場合が多く、貧困の連鎖を防止する観点から、大学等への進学を含む進路選択に向けた環境の改善を図ることは重要である。

- (2) また、生活保護受給中の子育て世帯の親は、自らの経験から教育への関心が高くないことや、周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいこと等の課題があることから、子どもへの支援だけではなく、保護者に対しても子どもが教育の機会を得ることの重要性等について理解を促していくことも必要である。
- (3) こうした支援は、法第 27 条の 2 に基づく相談及び助言としてケースワーカーが担っているが、ケースワーカーが子育て世帯へ家庭訪問を行う日中の時間帯では子どもとの接触が難しいことが多いことや、子どもの発達についての知識等が不足していることがある等の課題がある。
- (4) このため、生活保護世帯の子ども及び当該子どもの保護者に対し、世帯の状況に応じて、ケースワーカーによる支援を補い、支援の質の向上を図る観点から、進路選択等の教育分野の専門知識や経験を有する等の職員（以下「支援員」という。）を配置し、子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣等に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、また関係機関との連絡調整を行う取組として、子どもの進路選択支援事業（以下「本事業」という。）を新たに実施することとした。

2 対象世帯

子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている被保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯とする。なお、本事業は、子どもへの支援を中心に実施されることから、対象世帯に対して本事業への参加意向を確認する際には、子どもが意見を表明できる機会を設けること。

3 事業内容

本事業は、対象世帯に対する援助方針に基づき実施される支援であることから、支援員は対象世帯の担当ケースワーカーと連携し適切な役割分担のうえ、以下の(1)から(5)までに掲げる支援を対象世帯の状況に応じて実施する。なお、(4) 関係機関との連絡調整については、他機関との関係性構築の初期段階では調整、折衝等が多くあることが想定されることから、まずは担当ケースワーカーが中心に行うことを基本とする。

(1) 進路選択に関する支援

子どもの意向を丁寧に聞き取り、進路選択に資する進学に必要な奨学金等の公的支援や就職に有利な資格、職場体験等に関する情報の提供や利用の助言を実施

(2) 学習・生活環境の改善に向けた支援

訪問により、自宅内での子どもの学習環境や学習方法を把握するとともに、必要に応じて改善に向けた助言を実施

保護者の子どもへの関わり方を確認し、学習・生活環境に関する保護者からの相談に応じるとともに、必要に応じて各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法等に関する助言を実施

(3) 居場所への参加支援

年中行事や家族でのイベントの体験機会の少ない子どもに対し、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等への参加を通じ、自己有用感や社会性を醸成し、保護者以外の大人や他の子どもと接することを通じて、コミュニケーション能力を身につけること等が期待できる「子どもの学習・生活支援事業」等居場所への参加支援を実施

(4) 関係機関との連絡調整

上記(1)から(3)までの支援を円滑に行うため、子どもの学習能力、学校における生活態度、親と学校の関わり方等の情報を把握することは有効であると考えられることから、学校等の管理職や進路指導主事等との連携や、他の学習支援事業等の事業実施者や支援機関等との情報交換、各種制度における訪問支援との合同自宅訪問に係る連絡調整を実施

(5) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

4 支援員の要件

支援員は、教員免許取得者、社会福祉士等の資格を有する者、進路選択等の教育分野の専門知識を有する者、子育て世帯への支援業務の経験を有する者等、本事業による支援を適切に行うことができる者であること。

5 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、対象世帯の様々な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定や各自治体における個人情報保護に関する条例に基づき適切に対応するとともに、本事業に関わる全ての職員に個人情報の適切な取扱いを徹底すること。また、本事業を委託する場合、受託者等にも守秘義務が課せられることを徹底すること。

(2) 進路の選択や支援内容等について、対象世帯内で様々な意見があり、支援員が調整する必要がある場合には、在籍する学校等と十分連携の上、各世帯員の理解が得られるよう、本事業による支援の意義等を丁寧に説明す

るとともに、保護者に対し、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう理解を求めること。

- (3) 子どもに対する性暴力防止を含めた安全性を確保する観点から、子どものみと面談を行う場合には、必要に応じて、密室を避けることや複数名で対応する等、十分に配慮すること。
- (4) 本事業は、対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することを原則とするが、支援の段階における子どもの心理状況等を踏まえたうえで、必要に応じて、情報通信機器を活用した手法により実施することも可能とする。

子どもの進路選択支援事業（令和6年10月1日施行）

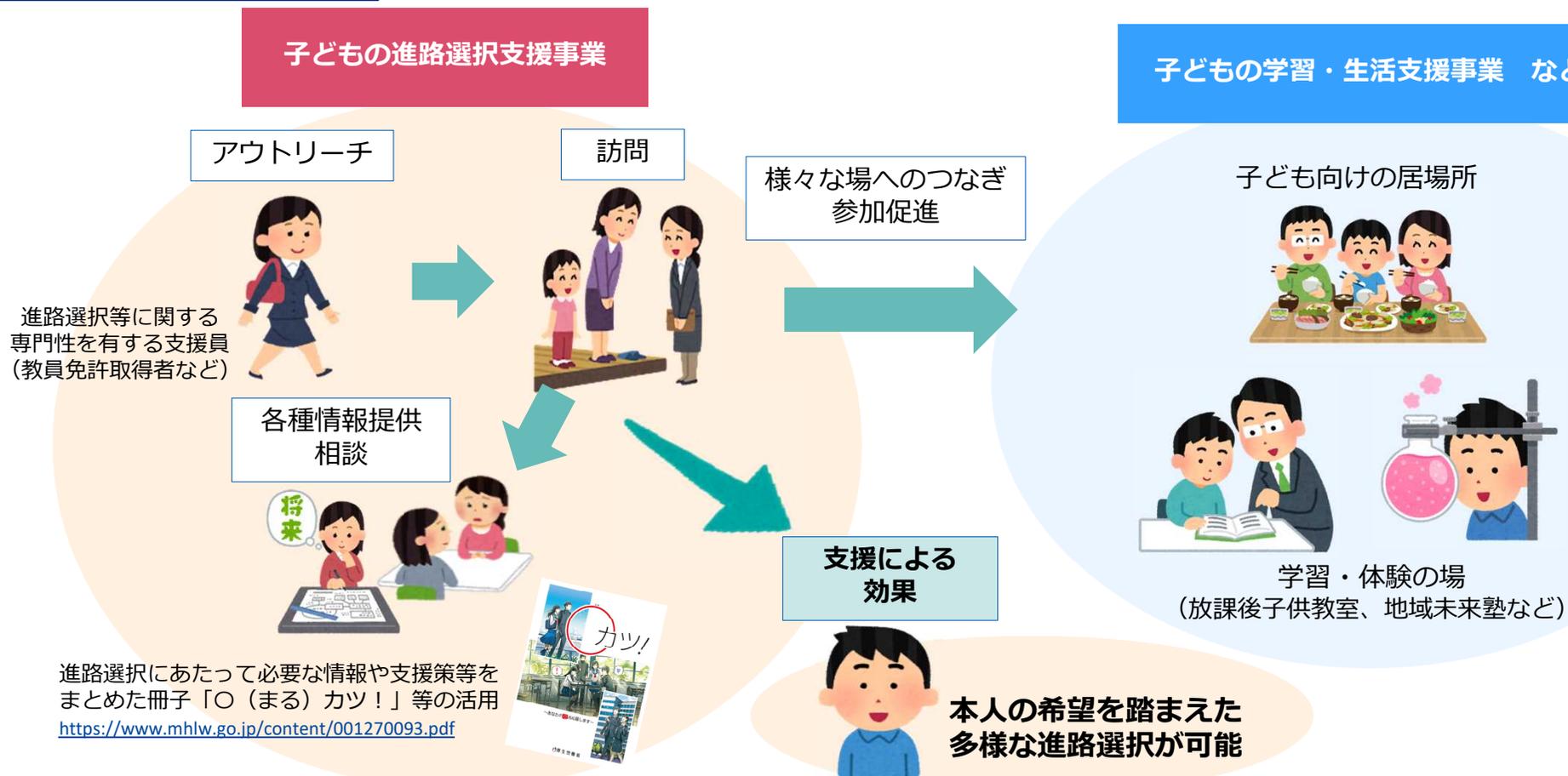
令和6年度当初予算 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

○実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
○補助率：2/3

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、教育面での支援に必要な知識（子どもの発達等）が不足しているといった課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども・保護者に対し、専門性を有する支援員による訪問等により、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況 (厚生労働省によるヒアリング結果)

自立支援プログラムにおいて、訪問による親子の状況確認（生活状況、通学状況等）や情報提供・相談助言、学習支援事業や居場所支援事業等へのつなぎ、学校関係者（担任、教頭等）との連携や情報共有を行っている自治体からヒアリング

プログラム(R3実績)	プログラム数	自治体数	参加者数
中学生・高校生等への支援を行っているプログラム	128	89	10,281人
(参考)学習・生活支援事業を活用したプログラム	212	155	15,902人

	子どもの進路選択支援事業（概要）	自立支援プログラムにおける先行的な取組の状況 (ヒアリング結果)
実施方法	直営、委託いずれも可	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体では直営で実施。 自治体の実情に応じて委託するケースもあり（障害を抱える対象世帯が多いため、支援体制が整っている事業者に委託するなど）。
支援員	本事業による支援を適切に行うことができる者 <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許取得者、社会福祉士等の資格を有する者 ・進路選択等の教育分野の専門知識を有する者 ・子育て世帯への支援業務の経験を有する者 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士又は教員免許取得者を配置する自治体が多い。 ・複数配置の場合も、社会福祉士・教員免許取得者に加えて、市職員OBを配置している自治体もある。
支援対象者	子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題を抱えている被保護世帯のうち、自立を助長する観点から本事業を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯（対象年齢層は任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生（3年生を中心に高校進学のため）、高校生（中退防止のため1～3年生を対象）が中心。 ・自治体によっては、小学生（養育支援を重点実施）や高校中退者（就労支援等）も対象。
訪問頻度	対象世帯の自宅等に訪問するアウトリーチ型の手法により実施することが原則（頻度は任意） 必要に応じて、情報通信機器を活用した手法も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自治体は月1回程度訪問実施。世帯の状況に応じて臨機応変に実施。進路選択期（7～8月頃）や受験の時期（1～2月頃）、奨学金の申請時期（10月ころ）を手厚くするなど。 ・一部自治体ではオンライン相談を実施。
支援内容	(1)進路選択に関する支援 (2)学習・生活環境の改善に向けた支援 (3)居場所への参加支援 (4)関係機関との連絡調整 (5)その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通学状況や健康状況等の確認 ・各種奨学金等の情報提供 ・子どもの学習・生活支援事業の情報提供や同行支援 ・学校や教育委員会などの関係機関との連絡調整・情報共有 など

(参考)

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況①

神奈川県

- 【支援体制】 ■ 1事務所あたり1名配置（県内6事務所）。社会福祉士、教員免許取得者を直接雇用
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月1回以上の訪問。夏休み（7～8月）に家庭訪問の頻度を上げて奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）にも頻度を上げて訪問し体調や試験準備の状況確認等を行っている（月2～3回）。
- 【支援対象】 ■ 小学生～高校生の子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用している。
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や子どもの進学状況などの確認・助言、学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的事例】 ■ 子どもの高校進学時の進路選択の際、子どもが希望する高校と、子どもの学力の事を考えた母の希望する高校が一致しなかった場合など、支援員が間に入り、学習状況や地域の進学先の実情を踏まえながら、子どもと母の進路選択の意向のすりあわせを行い、希望する高校の見学や奨学金等の案内などを行いながら、子どもと母が納得のできる進路先を探すことに努めた。この過程で子どもは無償の学習支援や居場所づくり事業にもつながり、子どもの学力及び意欲が向上し母の不安も軽減したことで、子どもが希望する高校に進学することができた。

大阪市

「子ども自立アシスト事業」※子どもの学習・生活支援事業の財源を活用して実施

- 【支援体制】 ■ 市内を4つのエリアに分け、エリア毎に外部委託により実施。支援員の資格要件は委託仕様にて、臨床心理士、学校心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、児童福祉施設等での相談業務経験者と規定
- 【支援の頻度】 ■ 週1回程度（1回当たり1時間程度）
- 【支援対象】 ■ 主に中学3年生を中心とした中学生とその保護者
- 【支援内容】 ■ 支援員が家庭を訪問し、志望校選びのための情報・手続きなどを確認。希望により、中学校の先生とも連携。
■ 学校に行けない、外に出ることが困難と感じる子ども宅を訪問し、少しずつ外出にチャレンジ。
■ 保護者とも面談し、進路や進学後にかかる費用、奨学金などの相談に応じる。
■ 学校で対応困難な世帯について、大阪市こどもサポートネット（学校における気づきを区役所等（教育機関含む）や地域の適切な支援につなぎ、こどもと子育て世帯を社会全体で支える仕組み）などで支援方針を検討し、保護者らを含む支援会議等を経て、「子ども自立アシスト事業」につなげるスキーム。

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況②

前橋市

- 【支援体制】 ■ 教員OB（元中学校校長）
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月1回以上の訪問。夏休み（7～8月）に家庭訪問の頻度を上げて奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）にも頻度を上げて訪問し体調や試験準備の状況確認等を行っている（月2～3回）。
- 【支援対象】 ■ 主に中学生3年生が中心だが、中学1・2年生や高校生も対象。
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や子どもの進学状況などの確認・助言、学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的取組】 ■ 学校と連携し担当教諭の協力を得ながら、学校の進路指導に合わせた相談、助言を実施。教育面への研鑽が深く、専門性のある職員を配置することにより、教育委員会や学校など教育機関との連絡調整が円滑となっている。
■ 無償の学習支援へのつなぎも行っていて、ひきこもりがちな生徒に対しては、オンライン型での学習支援への参加を促して学力向上につなげている。

福山市

※子ども部局が事業実施し、CWと連携して支援を実施している。

- 【支援体制】 ■ 支援者として教員免許取得者1名及び市職員OB1名（子ども若者支援経験者）、アドバイザーとして教員免許取得者1名を直接雇用により配置している。
■ 学習等を支援するための家庭訪問員（教員免許取得者、子ども支援経験者等）を登録し、家庭へ派遣している。
- 【支援の頻度】 ■ 概ね月1回以上の家庭訪問を実施。夏休み（7～8月）には奨学金の説明及び具体的な進路選択の相談、受験期（1～2月）には体調や試験準備等の状況確認を行うなど、要所を捉えて訪問を実施している。（多くて週1回程度）。
- 【支援対象】 ■ 小学生～高校生の子育て世帯が中心
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や生活環境の確認・助言 ■ 学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ
■ 奨学金等の情報提供、貸付金等利用に関する社協への同行支援及び申請補助等
- 【具体的取組】 ■ ケースワーカーが訪問調査によって対象となる世帯の把握の段階から子どもの状況確認に努めている。
■ 子どもだけでなく親への養育支援や世帯全体の支援から、教育環境の改善や向上につなげることを意識して事業に取り組んでいる。
■ 訪問により、進路相談、高校中退予防の支援や登校支援を学校と連携しながら実施している。
■ 生活保護世帯だけではなく、生活困窮世帯も含めた支援を各関係機関と連携しながら実施している。

「子どもの進路選択支援」に係る先行的な取組状況③

自治体A

- 【支援体制】 ■ NPO法人へ委託（精神保健福祉士[2名]、看護師[1名]が対応）
- 【支援の頻度】 ■ 週1回程度（1回60分）訪問を実施
- 【支援対象】 ■ 小学1年生～高校生の子育て世帯
- 【支援内容】 ■ 親子の健康状態や生活環境の確認・助言
■ 学習支援事業や居場所支援事業へのつなぎ（ひきこもり状態になっている方には医療や福祉サービス等へのつなぎも実施）、奨学金等の情報提供
■ 学習支援事業、社協（貸付関係）等
- 【具体的事例】 ■ 学校からケースワーカーに連絡が入り、中学生の子どもが不登校気味という事で支援員が訪問した際、親の精神状態が悪化しており、昼夜逆転の生活となってしまった影響により、子どもも生活リズムが整わなくなり、通学が難しくなってしまったことが判明した。このことにより、支援員は通学時の送り出しをするサポートにつないだことにより、通学できるようになり、加えて、他法人が実施している学習支援事業にもつなぎ、学習環境が改善した。母に対する支援も行った結果、精神状態が安定し、子どもの進路等について目を向けられるようになった。

自治体B

※子どもの学習・生活支援事業の財源を活用して実施

- 【支援体制】 ■ 教員OB（元中学校校長）
- 【支援の頻度】 ■ 世帯の状況にあわせて、訪問を実施
- 【支援対象】 ■ 小学6年生～中学3年生（中学3年生が中心）
- 【支援内容】 ■ 中学3年生がいる世帯を福祉事務所がピックアップし、初回はケースワーカーと支援員と一緒に訪問し、支援員との子どもの関係性を構築する。構築できた後は、支援員一人で訪問を実施。
■ 子どもに対して、勉強方法に関する助言、こども食堂や無償の学習支援に関する情報提供を行い、学習支援等への参加の促しを行っている。
■ 子どもの進路希望を調査し助言を行い、子どもの状況によっては特別支援学校の案内も行き、年度末に確定した進路の確認を行っている